

20年度以降の心臓疾患精密検査体制決まる

平成19年度第2回若年者心臓検診対策専門委員会

- 日 時 平成19年12月27日（木） 午後4時～午後5時30分
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 21人
岡本会長、坂本委員長
北窓・辻・長井・鍋浜・奈良井・西田・西村・星加・
松田・村山・吉田眞・吉田泰・宮崎各委員
県健康政策課：坂本係長
県体育保健課：小西課長補佐、西尾指導主事
健対協事務局：谷口事務局長、岩垣主任、田中主事

報 告

1. 平成19年度児童・生徒の心臓検診結果について

①第一次心臓精密検査実績：坂本委員長

受診者数は76,487人で、昨年より1,203人減であった。第一次精密検査対象者数は542人（0.71%）、うち532人（受診率98.15%）が受診し、要精検者59人（11.09%）、要医療者0人、要観察者28人（5.26%）、管理不要217人（40.79%）、異常なし228人（42.86%）であった。

要精検率は東部が低く、中部・西部地区が高い傾向が見られた。

②第二次心臓精密検査実績：西尾指導主事

第一次検査結果の要精検者59人全員が受診した（受診率100%）。

検査の結果、医療面で異常なし3人、要観察49人、要医療1人、生活面から異常なし4人、管理不要5人、要観察50人（学校生活規制面からの区分C1人、E49人）であった。診断名別では、心室性期外収縮が一番多く23人、次いでQT延長5

人、WPW症候群4人、心室（房）中隔欠損症4人などであった。

心電図の結果、「至急受診者」は25人あった。内訳は、異常なし2人、管理不要2人、要観察21名であった。診断名としてQTc延長14人、心室・心房・上室性期外収縮8人、その他2人であった。

2. 平成19年度心電図判読結果について：

鍋浜課長

実施学校数は259ヶ所、受診者総数は23,919人（小学校：11,107人、中学校：6,114人、高等学校・高等専門学校：6,146人、諸学校：238人、その他：314人）であった。その内、正常範囲が23,300人、要精検が619人、要精検率2.6%であった。昨年度は要精検率3.6%であり、判読基準の見直しがされ、要精検がより絞りこまれたことによると思われる。

地区別の要精検率は、東部2.9%、中部2.6%、西部2.3%であった。

協 議

1. 20年度以降の心臓疾患精密検査体制について

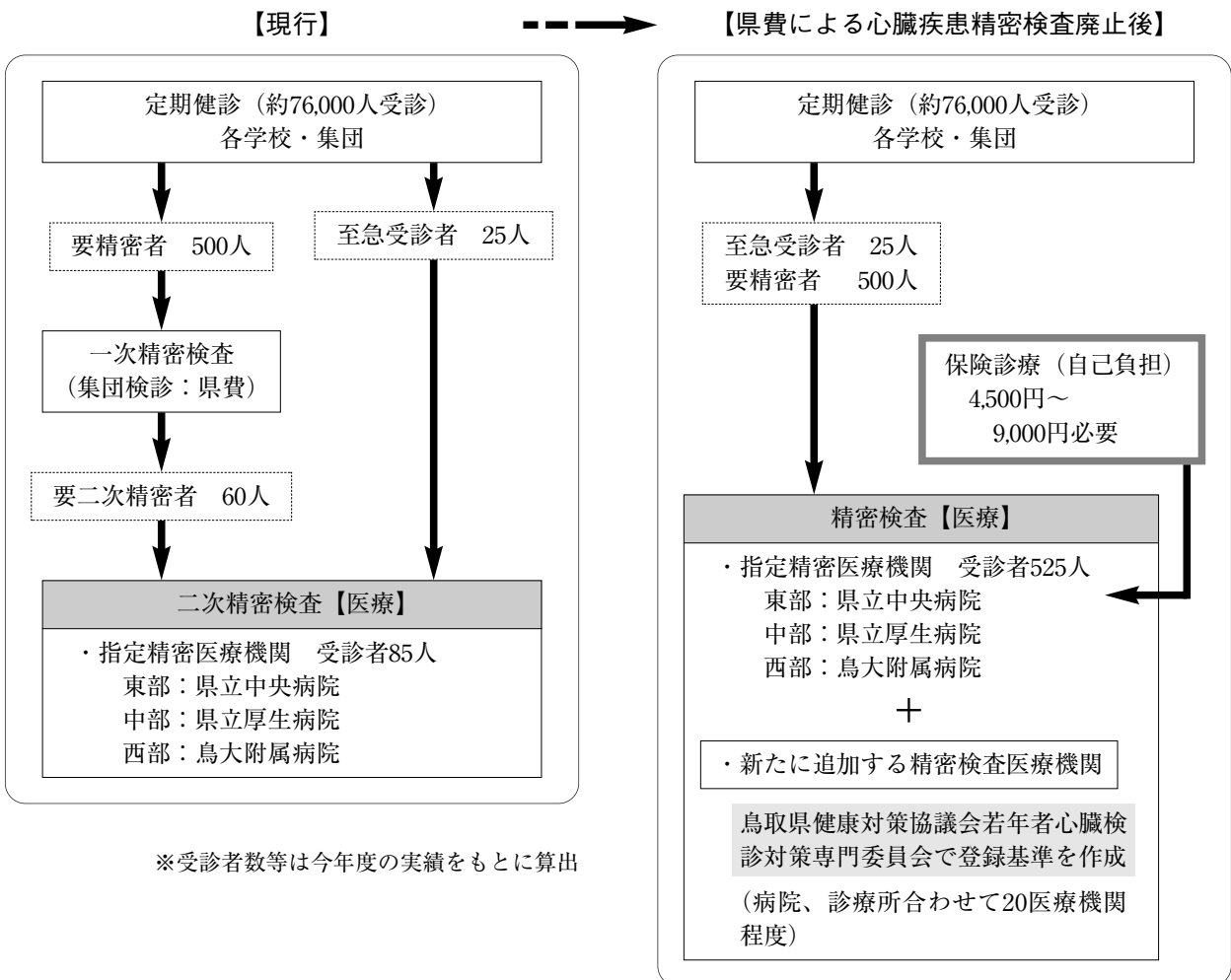
昭和45年から県単独事業で実施してきた児童・生徒に対する「心臓疾患精密検査」は廃止し、他の精密検査と同様の対応とすることが決定した。この経緯について、県健康政策課より説明があった。

昭和45年当時、学校保健法に基づく検診項目に「心臓疾患」の項目がなかったため、児童・生徒の突然死の原因となる心臓疾患を早期に発見し、治療を行うことを目的として、県費事業による心臓疾患精密検査が開始されたが、その後、平成7年度に心電図検査が学校保健法で義務付けられ、後も見直しがされず現在に至っている。

この度、県費事業を廃止する理由として、

- 1) 学校保健法で義務付けられている心臓疾患以外（耳鼻科、歯科、眼科検診等）の精密検査は医療保険（自己負担）で医療機関を個別受診しており、本検診のみ特別な扱いとする理由がないこと。
- 2) 心臓疾患精密検査の結果、医療が必要と判定された者は、過去3年間で3人であること。

既に昨年までの委員会の中で、県費事業での実施が廃止された場合については、精密検査医療機関を設けて対応することで検討している。平成19年11月、県が病院での個別精密検査の受け入れ状況調査を行ったところ、23病院が実施可能との回答だった。しかし、本調査はあくまでも参考調査であり、医療機関の選定については今後慎重に行う必要がある。



現行の「心臓精密検査実施要領」と「心臓疾患第2次精密検査指導要領」は廃止する。心臓疾患精密検査票（様式第2号）等一部様式の見直しを行う。

【平成20年度からの心臓疾患精密検査】

検査対象：学校保健法に基づく児童、生徒、学生及び幼児の健康診査の結果、心臓疾患の疑いがあると認められた者。

検査項目：精密検査を受診する必要があるとされた理由、及び医師の判断により、必要な検査を実施する。

受診方法：精密検査は医療保険による医療機関個別受診とし、費用については自己負担分を各自が医療機関に直接支払う。

医療機関：精密検査を実施する医療機関は、鳥取県健康対策協議会が定めた「鳥取県心臓疾患精密検査医療機関登録実施要綱（案）」に基づく登録医療機関とする。登録基準は標準12誘導、胸部X線検査、心エコー検査ができる医療機関とする。

平成20年度に限り、現行の県立中央病院、県立厚生病院、鳥大附属病院の他、小児科・循環器科標榜の医療機関を中心に坂本委員長でまず選定して頂く。健対協は「精密検査医療機関登録実施要綱」と「届出書」をもって周知し、登録医療機関の取りまとめを行う。20年度以降は、健対協が主催して講習会を開催し、担当医の出席状況が平成21年度以降は登録基準条件に適用されることとなる。

精密検査の結果報告は、従来どおり各学校長から各学校設置者（教育委員会等）を通じて健対協へ報告していただく。学校側からは、個人情報保護から言って、個人（医療）で受診した精検結果収集はむずかしいとの意見があ

ったが、本県の健康状態、罹患状況を把握することは必要であるので、個人を特定しない形式で今までどおり報告していただくこととした。

- 実施手順：**
- ①学校長等は精密検査対象者の保護者に対して健康診査結果を説明し、精密検査の受診勧奨を行う。
 - ②対象者は保護者付き添いのもと、各自、登録医療機関を受診する。（自己負担）
 - ③診断医は、検査結果を説明の上、該当書類に記入を行い保護者を通じて各学校へ報告する。
 - ④学校長は、心疾患管理状況一覧表を作成し、学校設置者（教育委員会等で取りまとめの上、健対協へ報告する。
 - ⑤学校長等は、検診結果に基づき適切な健康管理指導等を行う。

協議の中で以下の意見があった。

- ・精密検査医療機関の選定は、医師会および県が推薦する医療機関であるため、病診連、病診連携体制が整った医療機関を慎重に選定して欲しい。
 - ・担当医の異動等があった場合は、後任の医師が確認を行う。
- また、本委員会後に開催された「第41回若年者心疾患対策協議会総会 第1回実行委員会」の中でも、以下の意見があった。
- ・心臓手帳については、今後も要観察（E禁）の者に対して配布し継続して管理する。新規の精密検査医療機関に対しては、検診内容等の周知も含めて健対協より5冊程度配布してはどうか。
 - ・現在、二次精密検査受診者（約50人）については特定疾病として市町村に申請を行い、自己負担の一部補助が行われている。来年度においても、精密検査対象者約500人のうち特定疾病

(対象：85疾患)に該当するものは市町村に申請して頂く。よって、精密検査医療機関によって取り扱いに差が生じないように、特定疾病一覧表を配布して周知する必要がある。

- ・学校生活管理指導表の文書料等についても、できるだけ医療機関により差が生じないようお願いする。心臓疾患精密検査票(様式第2号)と両面印刷としてはどうか。

以上より、検査票等様式の関係書類の改正を行い、再度各委員の承認を得る。また、学校医等関係者に制度の変更について周知することとした。

2. 今後の委員会のあり方について

心電図判読事業及び、心臓精密検査の評価、検討を行う必要があるため、来年度も委員会は存続することとした。

第41回若年者心疾患対策協議会総会、鳥取で開催

第41回若年者心疾患対策協議会総会 第1回実行委員会

- 日時 平成19年12月27日(木) 午後5時40分～午後8時10分
- 場所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 14人
岡本会長、坂本委員長
辻・奈良井・西村・星加・吉田泰・宮崎各委員
県健康政策課：坂本係長
県体育保健課：西尾指導主事
健対協事務局：谷口事務局長、岩垣主任、田中主事

協 議

1. 日程、会場について

総会：平成21年1月31日(土)

理事会：平成21年1月30日(金)

場 所：「県民ふれあい会館」、ホール487席

- ・鳥取県民文化会館の予定であったが、工事のため「県民ふれあい会館」とした。
- ・前日の理事会、懇親会の会場は、鳥取駅前ホテルニューオータニを予定。部屋数、規模等は本部へ照会すること。
- ・評議委員会用の弁当は用意(1,000円程度)。一般参加者へは会場周辺の昼食リストを配布(市観光協会等へ照会)。
- ・事務局は今年度の総会(1月25日～26日：大阪

府)で下見を行う。

2. プログラム骨子案について

主催：鳥取県医師会、鳥取県健康対策協議会、鳥取県、鳥取大学医学部、若年者心疾患対策協議会

後援：日本医師会、鳥取県教育委員会

協賛：フクダ電子株式会社

～主な流れは以下のとおり～

- ・ワークショップテーマ『鳥取県における健康教育の取り組み』

【午前】講演4題、特別発言(日本医師会)

- 1) 本県の若年者心臓検診に対する取り組みについて(星加先生)